

京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保
に関する指導要綱

平成28年11月17日制定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指導事項（第3条～第10条）
- 第3章 許可申請に係る提出書類（第11条）
- 第4章 助言及び指導の実施（第12条）
- 第5章 調査の実施（第13条～第15条）
- 第6章 無許可営業等に対する措置（第16条・第17条）
- 第7章 委任（第18条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における旅館業に係る施設（以下「旅館業施設」という。）の設置及び運営について、安心安全及び地域の生活環境との調和の確保を図るため、本市が旅館業を営む者が講じるべき措置として指導する事項及び本市が措置する事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、旅館業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 指導事項

（法の遵守）

第3条 旅館業を営もうとする者は、法第3条第1項の許可（以下「旅館業許可」という。）を受けなければならないことその他の法及び関連法令の規定を遵守しなければならない。

（施設使用に係る制約の不存在確認）

第4条 旅館業許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、当該申請に係る旅館業施設（以下「申請施設」という。）について、旅館業を営むことを禁止する旨の契約、規約等による使用の制約がないことを確認しなければならない。

2 申請予定者は、前項の制約があるときは、当該制約に係る契約、規約等の当事者間において、これを誠実に守らなければならない。

(計画の公開)

- 第5条 申請予定者（申請施設について建築基準法第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替えをし、又は旅館業施設以外の施設の用途を変更して申請施設としようとするものに限る。以下この条において同じ。）は、当該申請をしようとする日の20日前までに、申請施設又はその敷地の見やすい場所に、申請施設の計画の概要を記載した標識（第1号様式）を設置しなければならない。
- 2 申請予定者は、前項の標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
 - 3 申請予定者は、第1項の標識を設置したときは、許可施設の存する場所の自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体（以下「自治会等」という。）に対し、申請施設の計画の概要について説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講じなければならない。
 - 4 前項の規定は、申請予定者に対し、申請施設の付近の住民その他の関係者から申請施設の計画について問い合わせがあった場合に準用する。
 - 5 第1項の標識は、旅館業許可を受けるまでの間、設置しておかななければならない。
 - 6 前各項の規定は、京都市旅館業施設建築等指導要綱（以下「建築等指導要綱」という。）第5条の規定の適用を受ける者には適用しない。

(連絡先の周知)

- 第6条 旅館業許可を受けた者は、当該許可に係る旅館業施設（以下「許可施設」という。）において営業を開始するときまでに、自治会等に対し、許可施設の運営について、要望等を伝えたり、利用者の迷惑行為が発生したときに直ちに対処を求めたりすることができる電話番号その他の連絡先を周知しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、自治会等が存しないときは、前項の周知は、許可施設の敷地の境界から50メートルの範囲内に存する住宅の居住者（以下「周辺住民」という。）に対し、その住戸等への周知文書の配布その他の適当と認められる方法により行うものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、自治会等及び周辺住民が存しないときは、前2項の規定は適用しない。
 - 4 営業者は、第1項の連絡先に変更があったときは、速やかに、変更後の連絡先を周知しなければならない。
 - 5 第2項の規定は、前項の周知を行う場合に準用する。

(施設の明示等)

- 第7条 営業者は、許可施設又はその敷地の見やすい場所において、許可施設の名称を表示することその他の利用者が許可施設を容易に識別するため必要な標示をしなければならない。
- 2 営業者は、利用者に対し、あらかじめ、許可施設の所在地、最寄り駅、道順、目

印となる施設, 前項の標示がある場合はその標示その他の利用者が容易に許可施設に到達するために必要な事項を案内しておかなければならない。

(面接等の実施)

第8条 営業者は, 利用者が許可施設の利用を開始するときは, 許可施設の玄関帳場その他これに類する設備において利用者と面接し, 法第6条に規定する宿泊者名簿の記載(以下「面接等」という。)を行わなければならない。

(迷惑行為の防止)

第9条 営業者は, 許可施設の付近に居住する住民(以下「付近住民」という。)の迷惑とならないよう, 利用者に対し, 適切な時機に, 次に掲げる事項を明確に周知しなければならない。ただし, 許可施設の規模, 構造, 設備及び運営方法, 周辺の施設の立地及び住民の居住の状況(以下「施設及び周辺の状況」という。)その他の合理的な事情から, 迷惑となるおそれがないと認められるものについてはこの限りでない。

- (1) 早朝及び夜間に, 許可施設付近の路上において, 旅行かばんを引く音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。
- (2) 許可施設又はその付近において大声, 大きな物音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。
- (3) 許可施設の付近において, たばこの吸い殻やごみをみだりに捨てないこと。
- (4) 許可施設の敷地外又は敷地内の公共の場所から見える場所に決まりに反したごみ出しをしないこと。
- (5) 消火器の設置場所, 使用方法, 119番通報の方法など, 火災等に適切に対応するため必要な事項
- (6) 自治会等又は付近住民と取り決めた周知事項がある場合は, その事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか, 利用者の付近住民に対する迷惑行為を防止するうえで必要と認められる事項

2 前項本文の規定に関わらず, 同項各号に掲げるもののうち, 次の事項は, 利用者が許可施設に到来するまでに周知しておかなければならない。

- (1) 前項第1号の事項
- (2) 前項第6号及び第7号の事項のうち, 性質上, 利用者が許可施設に到来するまでに周知しておくことが必要と認められるもの

(迷惑行為への対処)

第10条 営業者は, 利用者の付近住民に対する迷惑行為が生じたときは, 直ちにこれを中止させることその他の迷惑行為の解消に必要な措置を採らなければならない。

第3章 許可申請に係る提出書類

第11条 申請予定者は、京都市旅館業法施行細則第3条第1項の旅館業許可申請書に、同項に掲げるもの及び別に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請施設の使用権原に係る制約がないことの申立書（第2号様式）
- (2) 指導事項実施計画書（第3号様式）
- (3) 標示（第7条第1項に定めるものをいう。次号において同じ。）の配置図
- (4) 標示の規模、形態及び意匠を記載した設計図
- (5) 許可施設内の面接等を実施する場所を明示した図面

2 前項第3号の配置図は、旅館業法施行規則第1条第2項に規定する営業施設の構造設備を明らかにする図面中において標示の位置を明示することにより、その提出に代えることができる。

3 前項の規定は、第1項第5号の図面に準用する。この場合において、前項中「標示の位置」とあるのは「面接等を実施する場所」と読み替えるものとする。

4 申請予定者が第5条第6項の規定の適用を受けない者であるときは、第1項の旅館業許可申請書には、同項に定めるもののほか、公開結果報告書（第4号様式）を添えなければならない。

第4章 助言及び指導の実施

第12条 本市は、施設及び周辺の状況、付近住民等の旅館業施設の運営に対する要望その他の事情に照らし、第1条の趣旨を徹底する観点から必要又は有効と認められる場合には、申請予定者又は営業者、自治会等、付近住民その他の関係者に対し、これらの者の間における協定書の締結のほか、この要綱に定めのない事項についても、積極的に助言及び指導を行うものとする。

第5章 調査の実施

（報告等）

第13条 市長は、法及びこの要綱の施行のため必要があるときは、法第7条第1項に定めるもののほか、旅館業を営む者に対し、その営業の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めるものとする。

（立入調査等）

第14条 市長は、法及びこの要綱の施行のため必要があるときは、法第7条第1項に定めるもののほか、同条第2項に規定する当該職員及び本市が特に指定する者（以下「当該職員等」という。）に、旅館業を営む者の事務所、旅館業が営まれている施設その他の施設に立ち入り、その状況を調査させ、又は利用者、従業員その他関係者に質問（以下「立入調査等」という。）させるものとする。

2 当該職員等が、立入調査等をする場合においては、その身分を示す証明書（第5号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(留意点)

第15条 前2条の調査は、任意の協力に基づき実施するものであることに留意しなければならない。

第6章 無許可営業等に対する措置

(連絡を求める文書等のはり付け)

第16条 市長は、旅館業許可を受けないで旅館業を営むもの（以下「無許可営業」という。）について、当該無許可営業を行う者（以下「無許可営業者」という。）に対し、ほかに適切な連絡の方法がないため必要な確認調査、指導等が行えないときは、連絡を求める文書等を当該無許可営業に係る旅館業施設（以下「無許可営業施設」という。）その他適当な場所にはり付けることにより、無許可営業者から申し出を求め、又はその関係者若しくは無許可営業施設の利用者から必要な情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定は、無許可営業の疑いのあるものに準用する。

(情報提供、告発等)

第17条 市長は、無許可営業者が、無許可営業を行わないこと、旅館業許可を取得することその他の本市がした指導に従わないときは、京都府警察への告発その他の必要な措置を採るものとする。

2 市長は、次に掲げるときは、京都府警察への情報の提供、告発その他の必要な措置を採ることを検討するものとする。

- (1) 無許可営業の疑いのある者が、第13条の規定による報告等に協力せず、又は虚偽の報告等をしたとき。
- (2) 無許可営業の疑いのある者が、第14条第1項の規定による立入調査等に協力せず、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (3) 第16条の連絡を求める文書等のはり付けを行っても、申し出がないとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

第7章 委任

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年11月30日までに京都市旅館業施設建築等指導要綱実施細則第5の申請を行った者が、建築等指導要綱第6条の承認を受けたものと同一の内容により、旅館業許可の申請を行うときは、第11条第1項の規定を適用しない。ただし、この要綱の施行の際、現に、自治会等又は申請施設の付近の住民から、本市に対し、旅館業施設の設置及び運営に関し、安心安全及び地域の生活環境との調和の確保を図る観点から申請予定者等の対処を要望する旨の申し出等があり、本市においても、申請予定者において適正な対処の必要があると認める場合（以下「特に指導の必要を認める場合」という。）にあっては、この限りでない。

- 3 建築等指導要綱第5条の規定の適用がない者のうち、平成28年11月30日までに旅館業許可に関し必要な事前相談を終えていると認める者が、事前相談を終えたものと同一の内容により、旅館業許可の申請を行うときは、第5条第1項から第5項まで及び第11条の規定は適用しない。ただし、特に指導の必要を認める場合にあっては、この限りでない。

- 4 建築等指導要綱第5条の規定の適用がない者のうち、平成28年11月30日までに旅館業許可に関し必要な事前相談を開始し、平成28年12月20日までに自治会等又は付近住民に対して旅館業施設の計画（第5条第1項に規定する標識に記載する主要事項に相当する内容を含むものに限る。）の説明会を開催した者（ただし、前項の規定の適用がある者を除く。）が、当該説明の内容と同一の内容により、旅館業許可の申請を行うときは、第5条第1項の規定の適用にあっては同項中「当該申請をしようとする日の20日前までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとし、第11条第4項の規定の適用にあっては同項中「公開結果報告書（第4号様式）」とあるのは「説明会の日時、対象者及び概要を記載した書面並びに説明に用いた資料」と読み替えるものとする。

第1号様式（第5条関係）

旅館業施設の計画の概要			
所在地			
旅館業施設の名 称		敷 地 面 積	平方メートル
建築等の種別		床 面 積 の 計 合	平方メートル
構 造	造	階 数	地上 階 地下 階
高 さ	メートル	客 室 数	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
営業開始予定 年 月 日	年 月 日		
設 置 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。以下同じ。） 電話 —		
設 計 者	住所 氏名 電話 —		
工 事 施 工 者	住所 氏名 電話 —		
標 識 設 置 日	年 月 日		
説明会の日時	年 月 日	説明会の場所	
<p>この標識は、京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱により設置したものです。この計画について、問い合わせたいことがある方は、次の連絡先に申し出てください。</p> <p>(連絡先) (電話) —</p>			

- 備考1 建築等の種別の欄には、新築、増築、改築又は用途変更のいずれかを記入してください。
- 2 階数の欄には、建築基準法施行令（以下「令」という。）第2条8号の規定により算定した数値を記入してください。
- 3 高さの欄には、令第2条第6号の規定により算定した数値を記入してください。
- 4 説明会の日時の欄及び説明会の場所の欄は、説明会の予定が決まっていない場合については、記入する必要はありません。
- 5 たて90cm以上、よこ90cm以上の大きさにしてください。

第2号様式（第11条関係）

申立書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請予定者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請予定者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話 ー

京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱第11条第1項第1号の規定により、申請施設について、旅館業を営むことを禁止する旨の契約、規約等による使用の制約がないことを申し立てます。

申請施設の使用権原の種類、管理規約等の有無については、次の区分欄に記載のとおりです。

区 分		添付書類	
申請施設の使用権原の種類	建物	<input type="checkbox"/> 所有権（区分所有権を含む。）	登記事項証明書
		<input type="checkbox"/> 所有権以外 ()	登記事項証明書 使用権原の設定に係る契約書等の写し
	土地	<input type="checkbox"/> 所有権（敷地権を含む。）	登記事項証明書
		<input type="checkbox"/> 所有権以外	登記事項証明書 使用権原の設定に係る契約書等の写し
		<input type="checkbox"/> 特段の権原の設定なし	
	管理規約等の有無	建物	<input type="checkbox"/> あり
<input type="checkbox"/> なし			
土地		<input type="checkbox"/> あり	管理規約等
		<input type="checkbox"/> なし	

備考1 該当する□にレ印を記載してください。

2 この申立書には、該当する使用権原の区分に応じて、添付書類欄に掲げる書類を添付してください。また、ほかに必要と認める書類の提出を求めることがあります。

3 申請施設の使用権原が所有権以外の場合、当該権原の種類を()に記載してください。

4 登記事項証明書については、登記記録に登録されている事項の全部を証明したものに限りません。

第3号様式（第11条関係）

指導事項実施計画書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請予定者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請予定者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話 ー

京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱第11条第1項第2号の規定により、指導事項実施計画書を提出します。			
区 分			添付書類
連絡先の周知	周知する連絡先	(部署, 名称, 役職, 担当者名等) <input type="checkbox"/> 電話 () ー <input type="checkbox"/> その他 ()	
	周知の対象	<input type="checkbox"/> 自治会等 (名称:) <input type="checkbox"/> 周辺住民 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	周知方法	<input type="checkbox"/> 訪問及び周知文書の交付 <input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 住戸等への周知文書の配布 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用者に対する案内	案内事項	<input type="checkbox"/> 施設の所在地 <input type="checkbox"/> 最寄駅 <input type="checkbox"/> 道順 <input type="checkbox"/> 目印となる施設 <input type="checkbox"/> 施設の標示 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	案内方法		
迷惑行為の防止	周知する事項		周知の時期
	<input type="checkbox"/> 第9条第1項第1号 (要事前周知)		利用前
	<input type="checkbox"/> 第9条第1項第2号		<input type="checkbox"/> 利用前 <input type="checkbox"/> 利用時
	<input type="checkbox"/> 第9条第1項第3号		<input type="checkbox"/> 利用前 <input type="checkbox"/> 利用時
	<input type="checkbox"/> 第9条第1項第4号		<input type="checkbox"/> 利用前 <input type="checkbox"/> 利用時
	<input type="checkbox"/> 第9条第1項第6号 ()		<input type="checkbox"/> 利用前 <input type="checkbox"/> 利用時
<input type="checkbox"/> 第9条第1項第7号 ()		<input type="checkbox"/> 利用前 <input type="checkbox"/> 利用時	
迷惑行為への対処を行うため確保する体制			市長が必要と認める書類
備考			

備考1 該当する□にレ印を記載してください。

2 この計画書には、該当する区分に応じて、添付書類欄に掲げる書類を添付してください。

第5号様式（第14条関係）

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱第14条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	京都市長 印